

掛川市重度心身障害者医療費助成要綱

平成17年4月1日
掛川市告示第28号

改正	平成18年12月1日掛川市告示第116号	平成19年5月11日掛川市告示第43号
	平成20年2月29日掛川市告示第19号	平成22年3月31日掛川市告示第32号
	平成24年7月6日掛川市告示第71号	平成29年3月22日掛川市告示第27号

(目的)

第1条 この要綱は、掛川市が重度心身障害者（以下「障害者」という。）の医療費を助成することにより、障害者の経済的負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- (2) 障害者 社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者で、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下この号において「障害程度等級表」という。）における障害の級別が1級又は2級に該当するもの
 - イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害程度等級表における心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害の級別が3級に該当するもの（以下「内部障害3級の者」という。）
 - ウ 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第5条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度が同規則第6条の規定によりAと判定されたもの
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に掲げる1級の障害の状態に該当する20歳未満の者
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当するもの
- (3) 65歳以上新規対象者 65歳以上の障害者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 平成16年12月1日以後に新たに障害者（前号アからウまでに掲げる者に限る。）となった者のうち、同号アからウまでに規定する要件に該当するに至った時点における年齢が65歳以上であった者（同号ア及びイの身体障害者手帳の交付の申請を静岡県内の市町において受理した時点における年齢が65歳未満であった者を除く。）
 - イ 障害者（前号オに掲げる者に限る。）となった者のうち、同号オに規定する要件に該当するに至った時点における年齢が65歳以上であった者
- (4) 医療機関等 社会保険各法の規定に基づき医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者その他のものをいう。
- (5) 基本利用料 社会保険各法における訪問看護療養費のうち指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第13条第1項に規定するものをいう。
- (受給資格)

第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）障害者を監護する父母がいる場合は、父又は母（父及び母がともに監護するときは、父又は母のうち主として当該障害者の生計を維持する者（父及び母がいずれも当該障害者の生計を維持しないものであるときは、父又は母のうち主として当該障害者を監護する者））

（2）父母がない場合又は父母が監護しない場合は、当該障害者又は同居して監護する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

（1）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号に規定する施設に入所している者

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により児童福祉施設に入所している者及び同条第2項の規定により指定医療機関に入院している者

（助成の制限）

第4条 第2条第2号に規定する障害者、障害者の配偶者又は障害者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）で当該障害者の生計を維持するものの前年の所得が別に定める額以上であるときは、その年の10月から翌年の9月までは、医療費を助成しない。

（助成の額）

第5条 助成の額は、次に掲げる額（以下「一部負担金等」という。）から障害者1人当たり1月につき同一の医療機関等（薬局等を除く。）に対する医療費の支払ごとに500円（当該支払額500円に満たない場合は、その額）を控除した額とする。

（1）次に掲げる経費（児童福祉法その他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付（生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定に基づく医療扶助を除く。）及び健康保険組合等の規約又は定款等に基づく附加給付がある場合にあっては、当該給付の額を控除した額）

ア 社会保険各法の規定に基づき健康保険法第76条第2項に規定する療養に要する費用の算定の例により算出した額から家族療養費を控除した額又は療養の給付を受ける場合における一部負担金として医療機関等に支払った額

イ 社会保険各法の規定に基づき、健康保険法第88条第4項に規定する訪問看護療養費のうち基本利用料として医療機関等に支払った額又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する訪問看護療養費のうち基本利用料として医療機関等に支払った額

（2）内部障害3級の者については、前号に掲げる経費のうち当該障害に付随して発現する傷病に対する医療であると医療機関等が判断した医療に係る経費

（3）65歳以上新規対象者のうち本人又は本人と同一世帯に属する者のいずれかの前年の所得に市町村民税が課せられている者については、第1号に掲げる経費のうち入院以外に係る経費
（助成期間）

第6条 医療費の助成期間は、次条の規定による申請を受けた日から第3条に規定する要件を欠くに至った日（第2条第2号ウに掲げる児童にあっては、その者の年齢が20歳に達した日の前日）までとする。

（受給者証の交付申請）

第7条 医療費の助成を受けようとする者は、社会保険各法に規定する療養の給付を受ける資格を証する書類（以下「被保険者証」という。）を提示し、重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。この場合において、第5条第1号に規定する附加給付があるときは、附加給付に関する証明書（様式第2号）を添付しなければならない。

（受給者証の交付）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、受給資格者に該当すると認めるときは、重度心身障害者医療費助成金受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証による受診）

第9条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において診療等を受けようとするときは、当該医療機関等に被保険者証及び受給者証を提示し、診療等を受けた後、当該診療等に係る一部負担金等を支払うものとする。

(支給の申請)

第10条 受給者は、医療費の助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けようとするときは、市長に助成金の申請を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、受給者が前条の規定により医療機関等に被保険者証とともに受給者証を提示し、診療等を受けたときは、当該医療機関等から提供される情報に基づき静岡県国民健康保険団体連合会から市長に当該診療等に係る一部負担金等その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、受給者から市長に助成金の申請があつたものとみなす。
- 3 前項の規定によらず受給者が助成金の支給申請を行うときは、重度心身障害者医療費助成金支給申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

(助成金の支給)

第11条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、助成金の額を決定し、受給者に支給するものとする。

(受給者証の更新申請)

第12条 受給者証の有効期間の満了により受給者証の更新を受けようとする者は、被保険者証を提示し、重度心身障害者医療費助成金受給者証更新申請書（様式第1号）に受給者証を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 第7条後段の規定は、前項の規定による更新の申請について準用する。

(変更の届出)

第13条 受給者は、受給者又はその監護する障害者の住所又は氏名を変更したときは、受給者は被保険者証を提示し、重度心身障害者医療費助成金受給者証記載事項変更届出書（様式第5号）に受給者証を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者証を提示し、重度心身障害者医療費助成金受給者証記載事項変更届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、第1号又は第2号に該当するときは、第5条第1項に規定する附加給付に関する証明書を添付しなければならない。

- (1) 加入している医療保険を変更したとき。
- (2) 附加給付の内容に変更があつたとき。
- (3) 支払希望金融機関を変更したとき。

(受給資格喪失届出書の提出等)

第14条 受給者は、受給資格者が第3条に規定する要件を喪失するに至ったときは、重度心身障害者医療費助成金受給資格喪失届出書（様式第6号）に受給者証を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者がその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、死亡し、又は失そうの宣告を受けた者に支給すべき医療費の助成金があるときは、当該届出義務者に支給することができるものとする。

(受給者証の再交付)

第15条 受給者証の再交付を受けようとする者は、重度心身障害者医療費助成金受給者証再交付申請書（様式第7号）により市長に申請しなければならない。

- 2 この場合において、再交付の理由が損傷によるときは、当該損傷した受給者証を添付しなければならない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から既に支給した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第17条 市長は、受給者が当該障害者の診療等に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(権利の消滅)

第18条 診療等を受けた月分に係る助成金の支給を受ける権利は、当該診療等を受けた日の属する月

の翌月の初日から起算して1年間、第10条の規定による支給の申請がなかったときは、消滅するものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の掛川市重度障害者医療費助成要綱（平成16年掛川市告示第93号）、大東町重度障害者医療費助成要綱（平成16年大東町告示第103号）又は大須賀町重度障害者医療費助成要綱（平成16年大須賀町要綱第5号）の規定によりなされた手続その他の行為（合併前の大東町又は大須賀町における受給者証の交付を除く。）は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月1日掛川市告示第116号）

- 1 この告示は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成19年5月11日掛川市告示第43号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、様式第3号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市重度障害者医療費助成要綱の様式により提出されている申請書等は、改正後の掛川市重度心身障害者医療費助成要綱の担当する様式により提出された申請書等とみなす。

附 則（平成20年2月29日掛川市告示第19号）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市重度心身障害者医療費助成要綱の様式により提出されている申請書等は、改正後の掛川市重度心身障害者医療費助成要綱の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

附 則（平成22年3月31日掛川市告示第32号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日掛川市告示第71号）

- 1 この告示は、平成24年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市重度心身障害者医療費助成要綱の規定及び様式により提出された申請書は、改正後の掛川市重度心身障害者医療費助成要綱の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。
- 3 改正後の掛川市重度心身障害者医療費助成要綱第7条及び第12条第1項の規定による申請は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成29年3月22日掛川市告示第27号）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市重度心身障害者医療費助成要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号

（第7条、第12条関係）

様式第2号

（第7条関係）

様式第3号

（第8条関係）

様式第4号

（第10条関係）

様式第5号

（第13条関係）

様式第6号

(第14条関係)

様式第7号

(第15条関係)